

京都市告示第 416 号

京都市市税条例第 27 条の 6 第 4 項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次の表の左欄「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金の区分に応じ、同税の納税義務者がそれぞれ当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

平成 21 年 1 月 8 日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	適用区分
更生保護法人 京都府 更生保護協会に対する 寄附金	京都市上京区烏丸通 今出川上る岡松町 2 55 番地の 4	当該法人の 主たる目的 である業務	平成 20 年 1 月 1 日 以後に支出された寄 附金

(理財局税務部主税課)